

(iii)企業内での労使協議、(iv)生産性向上のための時間・動作研究、(v)婦人労働者問題などについて審議会もしくは委員会が常設されるようになった。このような労働市場の秩序は、特に生産性向上のための労働者の教育・再教育や地域間・産業間の労働移動を促進することによって第2次大戦後の技術革新による経済構造の変化に適応し、「社会的福祉のための経済成長」を可能にしてきたように思う。すなわち、労働組合や経営者団体という機能的社会集団は、それぞれのメンバーの現実生活上の「利益」ないし「福祉」を目標として行動しながら、その各々の行動の競合過程のなかで合意を求め、その合意にもとづく連帯関係を労働市場の組織化として具体化することによって、技術革新に適応し、経済成長を促進する結果を生みだしているのである。

このことは、スウェーデンの労働組合運動が「変化への適応性」(Adaptability to Changes)ということをもットーにしていることにも示されてい

る。たとえば、衰退産業から成長産業への1人の労働者の移動は、技術再教育を通じてその労働者の労働生産性を高め、したがって彼の実質所得を増加させるというように、技術革新による経済構造の変化への適応が同時に労働者各個人の福祉の増進をもたらすことは周知のとおりである。スウェーデンの労働組合はそうした「有機的成長の理論」(A・マーシャル)にしたがって行動しているように見える²⁰⁾。こうして社会的福祉を中心とする価値体系は、ここでは、労働組合や経営者団体という機能的社会集団の普遍主義的・業績基準の行動パターンを社会的に連帯化するという動機づけを経済体系にあたえることによって、技術革新による経済成長、生産性向上による実質所得の増加という経済体系からの産^{アウト}出を促進しているのである。

20) Cf., *The Swedish Confederation of Trade Unions. Economic Expansion and Structural Change*, ed. and translated by T. L. Johnston, London, 1963.

日本における社会保障制度と所得の再分配

—— 一つの試み ——

久保 ま ち 子

I ま え が き

—— 日本における社会保障の現状 ——

日本における社会保障関係諸制度の実施に要する費用は単に絶対額においてのみならず国民所得に対する比率においても、またあるいは社会保障関係国庫負担分の国家財政中に占める比率においてもわずかながら増加をつづけている。(表1参照)

この表で狭義の社会保障には公的扶助、社会保障、社会福祉および公衆衛生・医療が含まれ、広義の社会保障には狭義の社会保障のほかに恩給および戦争犠牲者援護を含み、関連制度には住宅政策および雇用対策が含まれる。

このような社会保障関係費の増加は社会保障制

度の拡充を意味するものと考えられるが、では、社会保障制度のもつ所得再分配の機能という観点

表1 社会保障費と国民所得；国庫負担分と国家財政
(単位：%)

		35年	36	37	38	
民社 所 得 に 占 め る 割 の 合	狭義の社会保障	実支出	4.6	5.0	5.5	6.0
		実収入	6.2	6.8	7.4	8.0
	広義の社会保障	実支出	6.1	6.3	6.5	7.0
		実収入	7.6	8.1	8.5	9.0
	社会保障および 関連制度	実支出	6.6	6.8	7.1	7.4
		実収入	8.2	8.6	9.0	9.4
合にの国 占国庫 め家負 る財担 割政分	狭義の社会保障	8.6	9.5	11.4	13.0	
	広義の社会保障	15.9	15.4	16.9	18.5	
	社会保障および関連制度	18.2	17.4	19.4	20.8	

注 1. 国民所得昭和38年は実績見込み。

2. 国家財政は一般会計決算。ただし、昭和38年度は当初予算。

資料 社会保障制度審議会事務局調べ。『社会保障統計年報』1964。

から日本の制度をみた場合、どのような状態であらうか。この問題を検討するのがここでの課題である。

まず、社会保障関係諸制度の範囲・分類は社会保障制度審議会のそれによることにした。審議会の分類でも「恩給」および「戦争犠牲者」への給付の扱いを、いわば社会保障制度の中心をなす狭義の社会保障制度には含ませずに、広義の社会保障の中に含ませていることによっても示されるように、これらの中には長期にわたって公務につくしたことに對する褒賞の意味や、国のために戦ったことに對する褒賞の意味が含まれていて、必ずしも社会保障としてすべてを解釈しきれない点がある。しかし、ここでは一応その点に関する議論をさけて社会保障制度の一項目として扱うことにした。しかし、ただ一つの点において審議会の分類項目と本論のそれとちがっている。雇用対策費のうちの失業対策事業費である。

失業対策事業はその内容が雇用量に力点をおく労働集約的なものであるが、それに雇用されている人々はほとんど常雇の様相を示している。なるほどこれらの人々はもしこの事業に雇用されなければ職を失うことになるであろうという意味で失業者であり、失業登録をしているという意味で失業者ではあるし、そしてまた低い賃金で雇用されているという意味で他の一般雇用とちがっている。しかしこれらの人々は失業期間中だけ失業事業に雇われ、やがて就職していくという性質の失業者ではなく、この事業のいわば常雇労働者の性質のものであること、また失対事業が行なう公共事業はもし彼らがいなければ当然市場賃金で雇用した労働者が行なうものであることから、本論ではこれを公共事業とみなして社会保障制度から除くことにした。

つぎに、社会保障制度審議会の分類にしたがって制度の簡単な説明をするとともにそれぞれの項目を本論でどのように扱おうとするかを明らかにしておきたいと思う。

1. 狭義の社会保障(1)―(4)

(1) 公的扶助

生活保護法の対象となる貧困者を対象としたもので、生活保護法がある。全額国庫負担である。

(2) 社会福祉

主として低所得階層を援助するためのものであるが、所得条件を設けずに全世帯を対象としたものもある。

児童福祉、学校給食、災害救助を本論では全世帯を対象とするものとして扱い、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉、心身障害児等対策、老人福祉、児童扶養手当、母子衛生、母子福祉、国立更生援護機関、その他の社会福祉等は下位の所得階層の人々に利用される場合が多いので、そのように扱うことにした。

上のような分け方は恣意的にすぎるきらいがある。本来ならそれぞれの小項目について給付条件となる所得上限を基準とすべきである。しかし、資料および時間の制約のためにそこまでしるべいとまがなかったので、一応、大雑把な分け方をすることにした。

(3) 社会保険

日本の社会保障制度の中心をなしているものである。次に示すように非常に多くの保険が国民の種々なグループを対象としてつくられていることが特にめだっている。しかしこれらの諸保険を通じていくつかの特徴がみられるのでそれを次に列挙すると、

(i) 被用者保険と自営業主・無職者を対象とする保険とが劃然と分れていること。後者として、医療保険では国民健康保険、年金保険では国民年金制度があげられ、その他の保険はすべて被用者保険である。

(ii) 保険のための被保険者による釀出方式が被用者グループと一般国民グループとではちがっている。したがって給付額算出方式もちがっている。被用者グループではだいたいにおいて所得比例方式をとり、一般国民グループはだいたいにおいて逆進的方式(均一額方式)をとっている。(もっとも一般国民を対象とする国民健康保険では人頭割部分のほかには所得比例的要素も含んでいるので年金保険の場合よりその逆進性は弱くなっているが)

(iii) 被用者保険はおおむね常時5人以上の被

用者を使用する事業所を対象としており、したがって零細企業労働者はこれらから除かれている。そのため、国民皆年金、国民皆保険の立場から、これら零細企業被用者は一般国民を対象とする国民健康保険・国民年金保険にカバーされることになっている。結果として、一般国民を対象とする社会保険には日本の低所得階層の大きな部分が含まれている。

(iv) 年金保険についてみると厚生年金保険は年金支給開始後日も浅く、年金受給人員は少いし、国民年金制度は今後何十年かの間にもっぱら積立てを行なうだけで年金の支給はない。このため、日本の社会保障制度による老後生活の保障はきわめて不十分である。このような不備をカバーするために「国民福祉年金」が設けられているが、これは70歳以上の一定所得以下の者に限られており、一種の公的扶助ないしは社会福祉政策的なものである。

(v) そして最後に、重要な特徴としてあげなければならないことは社会保険が、醸出を行なった者のみが——醸出を行なう能力のある者のみが——受給資格をもつという、依然として古い保険の関係を維持しているために、日本のように貧困階層の大きい国では社会保険から洩れている人口がかなりあるのではないかということである。しかし、本論ではその数字をとらえることができなかったので本論ではこの点を扱えなかった。

社会保険に含まれるものには、

医療保険

国民健康保険

健康保険（政府管掌、組管掌）、日雇労働者健康保険、私立学校教職員共済組合短期分、船員保険疾病分、国家公務員共済組合短期分、地方公務員共済組合短期分、公共企業体職員等共済組合短期分。

年金保険

国民年金制度

厚生年金保険、私立学校教職員共済組合長期分、船員保険年金分、農林漁業団体職員共済組合、国家公務員共済組合長期分、地方公務員共済組合長期分、公共企業体職員等共済組合長期分、

町村職員恩給組合。

注 医療保険・年金保険ともに、地方公務員共済組合は昭和36年にはまだ統合されていなかったもので、市町村職員共済組合の数字を用いることにした。現在の地方公務員共済組合に含まれているその他の共済組合は当時は国家公務員共済組合に含まれていたもののようである。（『社会保障統計年報』1964年、153頁以降の地方公務員共済組合関係表の欄外参照）また、町村職員恩給組合も現在は存在していない。

失業保険

これは被用者のみを対象としている。

一般失業保険、日雇労働者失業保険、船員保険失業分、政府職員失業者退職手当。

労働者災害補償保険

これには労働者側からの醸出はなく、雇用主と政府の醸出によって賄われている。労働者災害補償保険、国家公務員災害補償、公共企業体職員災害補償。

(4) 公衆衛生・医療

結核対策、精神衛生事業、らい予防対策、麻薬中毒者収容施設、伝染病予防、保護所、簡易水道等施設整備、環境衛生対策（清掃施設）、下水道施設整備、国公立療養機関整備、国公立療養機関運営、医療金融公庫出資、その他の公衆衛生および医療等である。これらのサービスはすべての世帯が受けるものとし、あるいはこのサービスを受ける世帯は各所得階層の世帯数に比例して各所得階層に分布しているものとした。

水道、下水、清掃施設を社会保障の分野に加えることについては、環境衛生整備という点から一応受け入れられなくはないが、これは社会サービスということよりもむしろ、より広い社会投資とみるほうがより妥当であるように思われる。しかし本論ではとりあえず社会保障制度審議会の分類を受け入れることにした。というのは現在の日本の貧弱な環境衛生状態の下では本格的建設事業が行なわれるのを待つ間でも応急措置的・サービスの整備が必要とされたと考えたからである。

2. 広義の社会保障〔狭義の社会保障+(5)および(6)〕

表 2 社会保障関係総費用（実支出）の推移

（単位：%）

	36年度実額 (決算)百万円	対 前 年 比 (予 算)			
		36年度	37年度	38年度	39年度
I. 公的扶助	76,413	120.1	113.5	116.9	113.8
1. 生活保護	76,413	120.1	113.5	116.9	113.8
II. 社会福祉	23,894	142.1	130.7	145.8	121.9
2. 身体障害者福祉	727	105.7	120.6	135.8	136.9
3. 精神薄弱者福祉	98	132.4	203.1	181.4	194.7
4. 老人福祉	66	—	259.1	3,607.0	146.6
5. 児童福祉	14,715	129.4	132.2	121.3	113.1
6. 心身障害児等対策	373	126.9	138.6	134.0	155.6
7. 児童扶養手当	48	—	3,518.8	134.9	133.0
8. 母子衛生	460	154.4	124.3	106.1	70.7
9. 母子福祉	497	112.2	104.0	131.5	119.0
10. 学校給食等	3,530	189.0	139.9	134.1	121.6
11. 国立更生援護機関	255	123.8	128.2	147.7	106.2
12. 災害救助	1,723	2,209.0	5.3	123.9	137.7
13. その他の社会福祉	1,402	93.8	132.7	146.8	122.1
III. 社会保険	548,110	125.5	122.9	122.3	118.1
14. 政府管掌健康保険	114,637	126.5	126.7	122.2	122.0
15. 組合管掌健康保険	95,872	124.0	117.5	121.2	124.8
16. 日雇労働者健康保険	8,610	119.1	173.7	103.3	195.8
17. 国民健康保険	101,621	132.1	119.3	123.2	113.0
18. 厚生年金保険	14,378	111.5	116.8	116.8	126.8
19. 国民年金	35,238	135.1	104.5	113.9	123.3
20. 失業保険	55,427	125.1	151.2	130.4	103.4
21. 政府職員失業者退職手当	226	58.1	99.1	109.8	97.6
22. 労働者災害補償保険	36,354	117.0	120.8	112.6	109.0
23. 公務災害補償	1,093	118.3	104.4	87.0	99.0
24. 船員保険	6,824	117.7	124.0	126.0	119.4
25. 国家公務員共済組合	19,141	126.7	122.2	119.8	113.1
26. 地方公務員共済組合	31,255	122.7	122.6	136.7	125.6
27. 公共企業体等職員共済組合	24,615	122.9	116.3	118.9	111.9
28. 私立学校教職員共済組合	1,673	119.5	124.8	127.1	115.7
29. 農林漁業団体職員共済組合	1,146	102.6	116.8	112.6	117.3
IV. 公衆衛生および医療	54,627	150.8	136.4	133.6	105.1
30. 結核対策	13,991	213.5	170.6	151.4	103.7
31. 精神衛生事業	5,737	261.1	189.3	132.4	118.0
32. らい予防対策	132	114.8	113.6	108.7	111.7
33. 麻薬中毒者収容保護	—	—	—	—	846.2
34. 伝染病予防	2,834	139.3	81.7	121.5	98.8
35. 保健所	7,828	114.9	110.5	108.0	115.7
36. 簡易水道等施設整備	1,339	81.7	109.6	128.3	110.6
37. 環境衛生対策（清掃施設）	2,066	133.0	122.5	184.5	132.8
38. 下水道施設整備	2,331	118.1	167.0	164.7	124.8
39. 国立医療機関整備	3,583	147.9	111.9	90.1	140.5
40. 国立医療機関運営	10,462	109.8	114.7	122.8	64.1
41. 医療金融公庫出資	2,000	—	125.0	104.0	111.5
42. その他公衆衛生および医療	2,325	166.9	97.0	121.2	93.7
狭義の社会保障（1）—（4）	703,044	127.1	123.2	123.6	116.6
V. 恩給	154,434	107.8	98.3	106.0	106.9
43. 文官恩給	17,527	101.1	102.7	98.9	103.4
44. 地方公務員恩給	30,997	123.5	85.9	94.8	107.5

	36年度実額 (決算)百万円	対 前 年 比 (予 算)			
		36年度	37年度	38年度	39年度
45. 旧軍人恩給	103,959	105.1	101.1	110.0	107.3
46. その他の恩給	1,951	102.6	109.1	107.6	103.9
VI. 戦争犠牲者援護	26,374	98.9	56.2	149.8	120.2
47. 戦没者遺族年金等	21,005	101.3	43.2	167.9	130.0
48. 戦傷病者医療等	379	108.0	122.2	144.3	114.7
49. 原爆医療	737	377.9	136.2	118.8	109.9
50. その他戦争犠牲者援護	4,253	79.1	100.7	119.5	94.2
広義の社会保障 (1)―(6)	883,852	122.2	116.9	121.4	115.4
VII. 住宅等	14,792	129.1	151.1	107.5	125.7
51. 第1種公営住宅建設	5,317	105.9	132.4	121.5	125.5
52. 第2種公営住宅建設	8,063	134.2	156.5	102.5	125.8
53. 不良住宅地区改良	1,182	447.7	202.5	90.8	128.7
54. 電気導入	230	135.3	127.8	121.4	112.3
VIII. 雇用(失業)対策	54,883	108.1	114.3	95.9	109.8
55. 失業対策諸事業	51,307	108.4	109.6	87.6	101.5
56. 中高年齢者等就職促進	8	160.0	6,275.0	524.3	294.8
57. 炭坑離職者援護対策	3,509	103.8	168.8	135.7	101.4
58. その他の雇用対策	59	76.6	137.3	317.3	66.1
社会保障関連制度 (7)―(8)	69,675	111.9	122.1	99.0	114.4
社会保障および関連制度合計 (1)―(8)	953,527	121.4	117.3	119.7	115.4

注 1. 社会保険の数値は保険給付費、業務取扱費、福祉施設費等の実支出額。

2. 社会保険以外の数値は、国の支出額と地方公共団体が支出すべき義務額の合計。

ただし、簡易水道、清掃施設、下水道、住宅についての地方負担分は料金で回収されるのが通例であるという考えで除外されている。

3. 補助金の形でなく、地方交付税の算定基盤に織り込まれている財源で、あるいは地方公共団体の単独財源で行なっている社会保障関係の費用については資料不十分のため、地方公務員恩給、公務災害補償、地方公共立病院の赤字補填のための一般会計からの繰入れを除き、本表にはかかげない。

資料 『社会保障統計年報』1964.

(5) 恩給

これは社会保険と異り、醸出と給付との間に特定の関係はない。つまり被適用者は俸給の一定率を国庫納付金として一般会計に納め、独立基金をもっていない。恩給は俸給の一定割合で支給されるが過去の納付金と恩給額との間には保険数理的な関係はない。

文官恩給、地方公務員恩給、旧軍人・遺族恩給、その他の恩給。

(6) 戦争犠牲者援護

戦没者遺族年金等、戦傷病者医療等、原爆医療、その他の戦争犠牲者援護。

3. 社会保障関連制度、(7)および(8)

(7) 住宅政策

第1種公営住宅(月収2万円~3.6万円)、第2種公営住宅(月収2万円以下)、不良住宅地区改良、電気導入。

公庫住宅・公団住宅が利用者にもたらす利益をどのように扱うか、あるいは住宅公庫からの貸付を受けた場合の市場利子率との差をどう扱うか等の問題がある。これらの利用者が受ける利益は国から受けているものであり、所得再分配が行なわれていると考えられる。当然、所得再分配を論ずる場合にはとりあげられなければならないものであるが、本論では残念ながらその能力もいとまもなかった。

(8) 雇用対策

失業対策諸事業、中高年齢者等就職促進、炭坑離職者援護対策、その他の雇用対策。

社会保障制度を通じて行なわれる所得再分配効果をもっともよくみるためには単に社会保障関係費が増大しつつあるというだけでは不十分であることはいうまでもない。その基盤となっている国民所得、その所得階層間への分布、租税負担お

よび社会保障賦出の所得階層別負担、そしてそれに対応するものとしての社会保障給付の所得階層間への分配とをいくつかの年度をとって検討することが必要である。

しかし、本論では種々な資料の不足からそのような研究はほとんど不可能に近いので、一つのパイロット・スタディとして、資料および参考研究の揃っている昭和 36 年をとりあげてこの年度における再分配の状況を見ることにした。いうまでもないが、そのうち社会保障制度が拡大しつつあるから、こんにちも 36 年度の状況がそのままあてはまるとは考えられない。しかし、傾向的には国庫負担分がよほど増加しない限り大きな変化はないのではないと思われる。

II 昭和 36 年度における

所得分布と租税負担

この研究で用いている所得階層区分、所得階層別世帯分布、各所得階層の平均世帯人員、有業人員、平均収入等はすべて、昭和 37 年度就業構造基本調査報告によった。

就業構造基本調査報告は昭和 36 年 7 月 1 日から 37 年 6 月末日までの 1 年間を 37 年度としているので、他の資料の年度との間に 3 ヶ月のギャップがある。しかし、これを調整することは技術的に困難なので、この基本調査をそのまま 36 年度のものとして扱うことにした。また本論で利用させていただいた『産業構造研究所四季報』No. 20「我が国における所得階層別租税負担」との関係からも、そのほうが便利であることも、37 年度就業構造基本調査をこのように扱うことにした理由の一つである。

表 3 の A, B, C, D はそれぞれ総世帯、自営業主世帯、被用者世帯、無業者世帯について世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均収入を所得階層別に示したものである。

さきに社会保険の項でふれたように、社会保険はだいたいにおいて被用者を対象としたものと自営業・無業者（一般国民と呼ぶ）を対象としたものとに分けられるので、所得再分配もこの二つのカテゴリーについてそれぞれみることにした。その

表 3 所得階層別世帯数

A. 総世帯

	世帯数	平均世帯人員	平均有業人員	平均収入
総数	24,032	3.9	1.7	41.9
万円未満 - 10	1,809	2.1	0.7	4.7
10 - 15	2,074	2.6	1.2	12.1
15 - 20	2,277	3.0	1.4	17.0
20 - 25	2,340	3.4	1.6	22.1
25 - 30	2,058	3.8	1.7	27.0
30 - 40	4,000	4.0	1.7	34.3
40 - 50	2,929	4.4	1.9	44.4
50 - 60	1,962	4.7	2.1	54.5
60 - 80	2,306	4.9	2.2	69.1
80 - 100	1,023	5.3	2.5	90.2
100 - 150	852	5.6	2.7	121.3
150 -	404	5.3	2.3	241.8

注 1. 平均世帯人員・平均有業人員には世帯主も含まれる。

2. 平均世帯収入は収入不詳の世帯を除いて算出。

資料 昭和 37 年度就業構造基本調査報告。

表 3 所得階層別世帯数

B. 自営業主世帯

	世帯数	平均世帯人員	平均有業人員	平均収入
総数	7,936	4.9	2.5	39.5
万円未満 - 10	536	3.3	1.7	6.1
10 - 15	713	4.0	1.9	12.0
15 - 20	845	4.4	2.1	17.0
20 - 25	919	4.7	2.2	21.9
25 - 30	807	4.9	2.4	27.0
30 - 40	1,381	5.1	2.5	34.2
40 - 50	883	5.5	2.8	44.5
50 - 60	574	5.7	3.0	54.5
60 - 80	655	5.8	3.0	69.0
80 - 100	281	6.0	3.2	89.5
100 - 150	220	6.0	3.2	120.0
150 -	122	5.4	2.5	248.7

ために、世帯数については総世帯と被用者世帯との差を第 2 のカテゴリーの世帯数として扱っている。（この中には自営業者、無業者世帯のほかには休業者世帯も含まれている。）

このような所得階層別世帯分布の下での各世帯の租税負担はどのようなものであるか。幸いにして、日本産業構造研究所が昭和 39 年 9 月の『調査四季報』No. 20 で「我が国における所得階層別租税負担」についての研究を発表しているので、それを拝借させていただくことにする。

ところで、租税は国家財政および地方財政の重

表 3 所得階層別世帯数

C. 被用者世帯

	世帯数	平均 世帯人員	平均 有業者数	平均収入
	千	人	人	万円
総 数	13,294	3.5	1.5	47.0
万円未満 - 10	312	1.8	1.1	7.0
10- 15	968	1.8	1.1	12.1
15- 20	1,129	2.1	1.1	17.0
20- 25	1,182	2.6	1.2	22.1
25- 30	1,100	2.9	1.3	26.8
30- 40	2,369	3.3	1.3	34.1
40- 50	1,886	3.8	1.5	44.1
50- 60	1,273	4.2	1.6	54.2
60- 80	1,519	4.5	1.9	68.8
80-100	692	5.0	2.2	90.2
100-150	596	5.3	2.5	121.5
150-	268	5.3	2.3	238.4

表 3 所得階層別世帯数

D. 無業者世帯

	世帯数	平均 世帯人員	平均 有業者数	平均収入
	千	人	人	万円
総 数	2,690	2.9	0.8	23.8
万円未満 - 10	948	1.6	0.1	3.1
10- 15	380	2.1	0.3	11.9
15- 20	289	2.6	0.6	17.2
20- 25	228	3.1	0.8	22.6
25- 30	140	3.8	1.2	28.1
30- 40	232	4.4	1.5	36.1
40- 50	149	4.9	1.8	46.4
50- 60	106	5.2	2.0	57.3
60- 80	125	5.6	2.3	72.6
80-100	47	6.0	2.6	94.5
100-150	33	6.6	2.9	126.9
150-	13	5.6	2.2	252.3

要な財源としてあらゆる方面に使用されている。社会保障関係費として使用されているのはその一部にすぎない。したがって、社会保障制度を実施するためにわれわれに課されている租税負担額は国および地方の社会保障関係負担分に相当すると考えるのが妥当である。

表 4 は自治省「地方財政統計」(『社会保障統計年報』1964 年) から社会保障に関係あるとみられる数字をとり出したものである。社会保障関係歳出から社会保障関係国庫支出金を差引いたものが地方の純負担とみなすことができよう。

地方の社会保障関係純負担分に一般会計の国庫負担分を加えたものを国および地方の社会保障関

表 4 地方財政における社会保障費 (昭和 36 年度)

(単位: 百万円)

歳入の部	
国庫支出金	
生活保護費負担金	60,094
児童措置費負担金	10,894
失業対策事業支出金	25,868
A……………計	96,856
歳出の部	
社会および労働施設費	230,849
保健衛生費	65,001
B……………計	295,850
社会保障関係費地方純負担	
B - A	198,994

資料 自治省『地方財政統計年報』、『社会保障統計年報』1964 より。

表 5 国税および地方税中に占める社会保障国庫・地方負担割合 (昭和 36 年度)

(単位: 百万円)

1. 国 税	2,227,729
2. 地方税	906,475
3. 計	3,134,204
4. 社会保障国庫負担分	437,651
5. 社会保障地方純負担分	198,994
6. 計	636,645
7. 6÷3	20.31%

資料 租税については『財政統計』昭和 39 年度。
社会保障費については『社会保障統計年報』1964。

表 6 所得階層別社会保障分租税負担

所得階層	租 税 負担額 ¹⁾	1) × 20.31% ²⁾ 社会保障 分租税負担	被用者 分 ³⁾	自 営 業・無 業者分 ⁴⁾	一世帯 当り ⁵⁾
	百万円	百万円	百万円	百万円	千円
総 数	3,134,846	636,687	397,919	238,767	26.5
万円未満 - 10	39,991	8,122	1,401	6,721	4.5
10- 15	99,170	20,141	9,410	10,731	9.7
15- 20	124,003	25,185	12,487	12,698	11.1
20- 25	149,683	30,401	15,355	15,046	13.0
25- 30	147,493	29,956	16,011	13,945	14.6
30- 40	309,963	62,953	37,287	25,666	15.7
40- 50	283,527	57,584	37,078	20,506	19.7
50- 60	256,397	52,074	33,786	18,288	26.5
60- 80	361,137	73,347	48,314	25,033	31.8
80-100	222,928	45,277	30,625	14,652	44.3
100-150	342,128	69,486	48,605	20,881	81.6
150-	798,426	162,160	107,560	54,600	401.4

注 1) 『産業構造研究所調査四季報』No. 20「我が国における所得階層別租税負担」昭和 39 年 9 月 15 日より。

2) 1) × 20.31%

3) - 4) 2) を各所得階層の被用者世帯数と自営業・無業者世帯数で按分したもの。

5) 2) を各所得階層の全世帯数で割ったもの。

なお『産業構造』では租税負担額合計 3,134,206 百万円となっているが、各所得階層の負担の和は 3,134,846 百万円なので、後者をとった。

係負担とみなし、これが国税および地方税の合計中に占める割合を求めると、表5に示すように20.31パーセントとなる。

表6は『日本産業構造研究所四季報』における所得階層別租税負担額に20.31パーセントを乗じて社会保障分租税負担額を出したものである。

注 『日本産業構造研究所調査四季報』No. 20の租税負担の中には個人直接税のほか次のものが含まれている。

A. 国税、法人税（個人転嫁分40%）、再評価益税（転嫁分40%）、酒税（社用消費を通じて転嫁20%）、揮発油税（90%）、物品税、トランプ類税、入場税、関税（砂糖関税を控除）、地方道路税（90%）、通行税（社用旅行を通じ転嫁50%）、印紙収入（転嫁40%）、その他間接税。

B. 府県民税。法人分住民税（転嫁40%）、事業税（転嫁60%）、娯楽施設利用税、遊興飲食税、自動車税（80%）、鉱区税、狩猟者税。

C. 市町村税。法人分住民税（転嫁40%）、固定資産税（転嫁30%）、軽自動車税、電気・ガス税（事業用を通じ転嫁16%）、鉱産税、木材取引税、入湯税、旧法による税込、地方目的税（転嫁30%）。

III 所得階層別社会保障醸出

社会保障への醸出は社会保険を通じて行なわれているが、既に述べたように、社会保険は被用者に対するものと自営業・無業者に対するものとに

大別され、それぞれ内容も方式もちがっている。それゆえ、単に一括して全国民の負担・受益をみるよりは、2種のカテゴリーを分けてみる方が事実をよりはっきり説明すると思われる。

1. 自営業・無業者世帯の醸出

常時5人以下の従業員を雇用する零細事業所に雇用されている被用者の多くが被用者保険から除かれて、このカテゴリーの社会保険である国民健康保険と国民年金制度によってカバーされていることはさきにもふれた。そこで、自営業・無業者の醸出分を見るためには零細事業所被用者醸出分を保険醸出合計から除くとともにこれを被用者醸出分に加える必要がある。

しかし、零細事業所被用者中これらの保険の適用を受けている者の数は不明なので、次のような方法で両保険への醸出合計それぞれを自営業・無業者分と被用者分とに分けた。すなわち、『社会保障統計年報』1964年によれば、国民健康保険への醸出世帯数は11,362,000世帯で、就業構造基本調査報告の自営業・無業者世帯数よりも多い。後者がすべて国民健康保険に加入している（実際には低所得のために加入できない世帯がかなりあると思われるが）と仮定して、この差624,000世帯を零細事業所被用者世帯とみた。割合にすると自営業・無業者世帯94.61%、零細企業世帯5.39%

表7 総括；自営業・無業者世帯——醸出（昭和36年度）

	世帯数 ¹⁾	医療 ²⁾ 国民健康保険	年金 ³⁾ 国民年金保険	合計 ⁴⁾	税負担 ⁵⁾ (社会保障分)	負担合計 ⁶⁾
	千	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
総 数	10,738	45,608	17,380	62,988	238,767	301,755
- 10 ⁷⁾	1,497	1,086	2,423	3,509	6,721	10,230
10-15	1,106	1,592	1,790	3,382	10,731	14,113
15-20	1,148	2,322	1,865	4,187	12,698	16,884
20-25	1,158	3,017	1,874	4,891	15,046	19,937
25-30	958	3,077	1,548	4,625	13,945	18,570
30-40	1,631	6,636	2,639	9,275	25,666	34,941
40-50	1,043	5,522	1,688	7,210	20,506	27,716
50-60	689	4,467	1,113	5,580	18,288	23,868
60-80	787	6,460	1,273	7,733	25,033	32,766
80-100	331	3,524	534	4,058	14,652	18,710
100-150	256	3,893	413	4,306	20,881	25,187
150-	136	4,012	220	4,232	54,600	58,832

注 1. 世帯数は『就業構造基本調査報告』昭和37年。

2. 社会保障関係資料は『社会保障統計年報』1962年および1964年、『社会保障統計年鑑』1962年。

3. 税負担については産業構造研究所「我が国における所得階層別租税負担」『調査四季報』No. 20より算出。

表 8 総括；被用者世帯——醸出（昭和 36 年度）

	世帯数 ¹⁾	医療保険			年金保険			失業保 険 ²⁾	合計 ³⁾	税負担 ¹⁰⁾ (社会保 障分)	負担合 計 ¹¹⁾
		第1グル ープ ²⁾	第2グル ープ ²⁾	国民健康 保険 ¹⁾	第1グル ープ ²⁾	第2グル ープ ²⁾	国民年金 保険 ²⁾				
総 数	千 13,294	百万円 23,621	百万円 100,197	百万円 2,598	百万円 22,410	百万円 54,870	百万円 985	百万円 27,671	百万円 232,352	百万円 397,919	百万円 630,271
- 10 万円未満	312	80	5,571	266	76	2,820	86	163	9,062	1,401	10,463
10 - 15	968	885	10,771	517	839	6,134	265	866	20,277	9,410	29,687
15 - 20	1,129	1,846	8,978	725	1,751	5,169	311	1,342	20,122	12,487	32,609
20 - 25	1,182	3,127	8,226	1,090	2,966	4,785	323	1,893	22,410	15,356	37,766
25 - 30	1,100	4,901	12,545	—	4,649	4,038	—	2,214	28,347	16,011	44,358
30 - 40	2,369	6,873	18,927	—	6,520	15,095	—	5,769	53,184	37,287	90,471
40 - 50	1,886	2,698	14,749	—	2,559	4,184	—	6,256	30,446	37,078	67,524
50 - 60	1,273	1,226	5,861	—	1,164	3,012	—	5,177	16,440	33,786	50,226
60 - 80	1,519	1,699	6,454	—	1,612	4,268	—	1,586	15,619	48,314	63,933
80 - 100	692	194	3,405	—	185	2,252	—	963	6,999	30,625	37,624
100 - 150	596	92	3,332	—	89	2,203	—	1,038	6,754	48,605	55,359
150 -	268	—	1,378	—	—	910	—	404	2,692	107,559	110,251

となる。この割合は国民年金制度にも適用されるものとし、国民健康保険、国民年金制度への醸出合計それぞれに、この二つの割合を乗じて、自営業・無業者世帯醸出分と零細事業所被用者醸出分を求めた。

(1) 国民健康保険醸出所得階層別負担

被保険者世帯の所得階層別分布を得るために、「就業構造」の自営業・無業者世帯（休業者も含む）の所得階層別分布割合に応じて被保険世帯主数を分布させた。

ついで、「就業構造」における自営業世帯の所得階層別平均収入にそれぞれの世帯数を乗じて所得階層別世帯収入額を得た。

醸出総額 456 億 800 万円は所得階層別世帯収入額合計の 1.36% にあたる。

国民健康保険の醸出は、はじめに述べたように、所得比例醸出分と人頭割均一醸出分との合成で逆進的ではあるが、この逆進性を捉えることは困難なので、一応所得比例とみなすことにした。そうすると、各所得階層の醸出分は、各所得階層の世帯収入合計に 1.36% を乗じたものということになる。

計算結果は表 7〔2〕に示すとおりである。

(2) 国民年金制度所得階層別醸出負担

国民年金加入世帯の所得階層別分布は「社会保障水準」から得られなかったもので、「就業構造」における自営業・無業者世帯分布割合にしたがう

ことにした。

醸出は 35 歳を境としてそれ未満は 100 円、それ以上は 150 円であるが、各所得階層にこれら二つのグループが等分に分布しているものとして均一額醸出とみなした。

醸出総額 173 億 8,000 万円に所得階層別世帯分布割合を乗じて所得階層別醸出額を得た。計算結果は表 7〔3〕に示すとおりである。

2. 被用者世帯の醸出

医療保険、年金保険ともに、国家公務員およびそれに準ずる被用者を対象とする共済組合と、一般民間被用者を対象とする厚生年金保険、健康保険、その他の保険とに分けて見る方が便利である。第 1 グループの被保険者分布率は国家公務員共済組合の被保険者分布率にならうものとし、第 2 のグループはそれぞれ厚生年金保険および健康保険の被保険者分布率にならうものとした。

(1) 第 1 グループ

第 1 グループに属する被保険者の所得階層間への分布は、人事院の国家公務員在職状況統計による俸給階級別公務員の分布割合に基づいてもとめた。しかし、被保険者保険の場合は個人加入なので、被保険者数は必ずしも世帯数をあらわしてはいない。そこで、きわめて大雑把なやり方ではあるが、25 歳以下を世帯主とみないで世帯員とみなすことにした。

『労働白書』1963年版によれば、製造業における常用労働者のうち25歳以下の労働者の割合は45.7%であり、『中小企業白書』昭和38年度によれば20—25歳の労働者の賃金は10—20人規模の事業所で月額15,461円、1,000人以上の規模の事業所で16,385円、年額にして20万円以下である。ここで少し幅をひろげて25歳以下の被保険者は年所得25万円以下の層に集中しているものとし、この所得階層の被保険者の45.7%が25歳以下であると仮定した。(実際にはもっと高い割合であると思われる。)すなわち、年所得25万円以下の被保険者の54.3%と、25万円以上の所得の被保険者とを世帯主として扱うことにした。

醸出は所得比例であるので、各所得階層の所得平均値に被保険世帯数を乗じて所得階層別世帯収入とし、その総和と醸出総額との比率を醸出率とした。

所得階層別世帯収入にこの醸出率を乗じて所得階層別醸出額を求めた。この方法は長期分(年金)、短期分(医療)の両方について用いた。計算結果は表8の2)および5)に掲げた。

(2) 第2グループ

第2グループの厚生年金保険、健康保険(政府管掌、組合管掌ともに)とも標準報酬階級別被保険者数が発表されている。しかしこの標準報酬別では年所得額に天井が与えられていて健康保険では60万円、厚生年金では50万円が天井である。これらの額を超える所得は醸出額算出対象にはならない。そのためこの所得階層の被保険者数は大きくふくれている。そこで、天井以上の所得階層にこれらの被保険者を分布させるために「就業構造」の被用者世帯分布割合を用いて調整した。

ここでも25歳以下の被保険者は世帯主ではなく世帯員とみなすこととし、年所得25万円以下の被保険者の54.3%と、25万円以上の被保険者を世帯主とみなすことにした。

計算方法は、各所得階層の標準保険料にそれぞれの所得階層の被保険世帯数を乗じて、所得階層別保険料支払額(暫定的)を求めた。そして、それらの支払額の所得階層別割合に応じて実際の保険料支払額(醸出額)も分布しているものと仮定し、

実際の保険料支払額に所得階層別醸出割合を乗じて所得階層別醸出額を求めた。計算結果は表8の3)および6)に掲げた。

注 第1グループ、第2グループとも被保険者数から被保険世帯数を得るために若年労働者を取り除いたが、所得階層別醸出分布を求めた際の醸出総額には彼らの醸出分も含まれている。その結果、若年労働者の醸出分は各所得階層の醸出額の大きさに応じて各所得階層に分布していることになった。むしろ、若年労働者醸出分は各所得階層の世帯数に応じて分布するものとみて別個に所得階層別分布を求め、それらを各所得階層世帯醸出に加算されるべきであったと思う。しかし、残念ながら、計算をしておいてみるいとまがなかった。このため、表7〔2)〕、5)〕、6)〕はともに、醸出負担は所得の低いほど実際よりも軽く、高いほど重くなっていると考えられる。(失業保険醸出の項参照)

(3) 第3グループ

第3グループとして先にふれた零細事業所の被用者で国民健康保険、国民年金保険の適用を受けている人々がある。『労働白書』1963年版によれば、昭和36年において、従業員規模10—29人の事業所の賃金は35—40歳未満が最高で21,472円、25—30歳未満が18,701円である。そこで、国民健康保険および国民年金制度への被用者加入世帯の年所得を一応25万円以下とすると仮定した。

両保険における被保険者世帯の自営業・無業者世帯と被用者世帯との割合はそれぞれ94.61%と5.39%であった。幾分乱暴ではあるが同時に醸出もこの割合で行なわれたものとする。世帯階層間への世帯分布は、国民健康保険については厚生省「社会保障水準基礎調査報告」の0.3ヘクター未満世帯における国民健康保険加入世帯分布割合を、国民年金制度では「就業構造基本調査報告」における被用者世帯の所得階層間分布率を利用した。醸出は国民健康保険では所得比例、国民年金保険では均一額として計算し、その結果は表8の4)および7)に示すとおりである。

(4) 失業保険

失業保険は年所得60万円までの被用者に適用されている。ところで、被保険者15,221千人の中には他の保険と同様、世帯主でない若年労働者

が含まれている。被保険者数の55%を被保険世帯主数とみなし、これを「就業構造」の被用者世帯分布割合で各所得階層に分布させた。与えられている1人当り所得階層別保険料に被保険世帯主数を乗じて仮に所得階層別世帯主釀出額を求めた。若年労働者は世帯主を除く所得階層別世帯有業人員数割合で分布しており、平均保険料が25万円以下の保険料の中間二つの平均87.5円と仮定した。若年労働者平均保険料に、世帯主を除く所得階層別世帯有業人員割合で分布させた階層別若年労働者数を乗じて仮の若年労働者所得階層別釀出額を求めた。この場合、若年被保険者は全所得階層に分布しているとみなした。階層別世帯主釀出額(仮)と若年労働者釀出額(仮)の合計を世帯釀出額とし、その所得階層別割合を求めた。この率を現実の釀出総額27,671百万円に乗じて得たものが現実の所得階層別釀出額である。計算結果は表8〔8〕に示すとおりである。

以上で社会保障釀出の所得階層別負担を一応みたことになるが、次のいくつかの点についてつけ加えておきたいと思う。

第1は、これまでの計算に雇用主の負担分を含まなかったことである。雇用主の負担分がもしなかったならば、被用者の賃金はそれだけ増加したであろう、と仮定すれば、当然それも被用者の社会保障釀出として計算に入れるべきであるが、必ずしもそうなるとは限らないので、便宜上ここではそれを計算に入れないことにした。

第2の点は、被用者世帯にせよ自営業・無業者世帯にせよ、この分類は世帯主の業態による分類であって、世帯中の他の有業世帯員の業態を示すものではない。また、世帯収入も世帯有業人員の所得の合計で示されているのである。これまでの計算では平均世帯所得を世帯主所得として扱わざるを得なかったもので、この点不正確をまぬがれない。ことに世帯有業人員の一部が自営業者で他が被用者であった場合や、有業人員がすべて被用者の世帯でも一部が第1グループに属し他が第2グループに属している場合などにはそうである。この点をより正確にするためには資料が不足してい

ること、あるいはそれを補うための仮定をどのようにたてるかということが今のところ考えてみるとまがないこと等のために、すでに述べてきたいくつかの仮定とともにあえてこのような冒険をせざるを得なかった。

Ⅱの所得階層別租税負担とⅢの所得階層別社会保障釀出との合計が社会保障関係制度実施に伴う国民の負担分である。これに対して国民はどれくらいを受けとっているであろうか、次の章において検討する。

IV 所得階層別社会保障給付額

1. 社会保険

(1) 自営業・無業者世帯

このカテゴリーへの社会保険給付には国民健康保険による医療給付と、種々の年金保険からの年金給付とがある。

前章の釀出の項ではこのカテゴリーの被保険者は国民年金制度にカバーされ、そのみに釀出するものとしたが、年金受給では事情は異なる。というのは国民年金制度は当分の間積立を行なうだけで、わずかに障害年金と遺族年金を除いては年金の支給は行なわれていない。しかし、このカテゴリーの中には、かつて被用者年金保険にカバーされて釀出していたが、年金受給年齢に達して年金や退職金を受けるようになってから自営業者あるいは無職者としてこのカテゴリーに入ってきた人々も多いので、国民年金の支給はなくても、他の保険からの給付があると考えられる。

そこで、年金支給額を被用者カテゴリーと自営業・無業者カテゴリーとにどのように分けるかということになるが、本論では、とりあえず、年金受給者はすべての所得階層にその世帯数に比例して分布している、という仮定に基づくことにした。

なお、福祉年金は国民年金制度の一部である無釀出年金部分として社会保障制度の中で扱われているが、実際には自営業・無業者世帯のみを対象にしたものではなく、受給資格者はその属する世帯業態の如何にかかわらず、一定所得以下の高齢者を対象にしたものである。現在の日本の社会保険の段階では社会保険とみるよりは社会福祉的な

ものとして扱う方がより妥当と思われるので、これは後の社会福祉の項で扱うことにする。

(i) 国民健康保険所得階層別給付額

国民健康保険は加入世帯の世帯員（世帯主を含む）によって利用されているし、給付内容は所得の高低にかかわらず等しいので、給付額は各所得階層の世帯員数に応じて分配されているものとする。

なお、国民健康保険給付の一部は零細事業所被用者にも支給されているので、ここでも、賦出額算出の場合と同様に、総給付額 1,019 億 8,300 万円を両カテゴリーの世帯員数で按分した。

国民健康保険給付総額に所得階層別世帯員数割合を乗ずれば所得階層別国民健康保険給付額が得られる。計算結果は表 9〔2〕〕に示すとおりである。

(ii) 年金保険所得階層別給付額

この中にはすべての公的年金が含まれる。厚生年金保険、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済組合長期給付、船員保険年金給付、市町村職員共済組合長期給付、国家公務員共済組合長期給付、公共企業体職員等共済組合長期給付、恩給、戦傷病者・戦没者遺族等援護、町村職員恩給組合等である。

表 9 総括；自営業・無業者——受給（昭和 36 年度）

	世帯数 ¹⁾	医 療 保 険	年 金 保 険	福祉年金 ⁴⁾	公衆衛生 ⁵⁾ その他 社会福祉	社会福祉 ⁶⁾ (特定対象)	生活保護 ⁷⁾	合 計 ⁸⁾
		国民健康 保険 ²⁾	各種年金 保険 ³⁾					
総 数	10,738	96,486	70,223	18,752	33,869	1,753	52,986	274,069
- 10	1,497	6,735	1,408	7,484	2,286	396	37,257	55,566
10 - 15	1,106	7,468	2,678	5,530	3,042	258	6,426	25,402
15 - 20	1,148	9,147	3,904	5,738	3,608	263	4,824	27,484
20 - 25	1,158	10,285	5,139	—	3,922	164	2,609	22,119
25 - 30	958	9,185	5,193	—	3,444	163	907	18,892
30 - 40	1,631	16,509	11,191	—	5,894	211	473	34,278
40 - 50	1,043	11,434	9,268	—	3,770	104	242	24,818
50 - 60	689	7,825	7,512	—	2,449	121	188	18,095
60 - 80	787	9,214	10,887	—	2,794	53	60	23,008
80 - 100	331	4,033	5,980	—	1,199	10	—	11,222
100 - 150	256	3,155	4,626	—	938	5	—	8,724
150 -	136	1,496	2,437	—	523	5	—	4,461

表 10 総括；被用者世帯——受給（昭和 36 年）

	世帯 数 ¹⁾	医 療 保 険			年金保 険 ⁵⁾ 各種年 金保険	失業保 険 ⁶⁾	労災保 険 ⁷⁾	福祉年 金 ⁸⁾	第 1 種 住宅 ⁹⁾	第 2 種 住宅 ¹⁰⁾	雇用対 策費 ¹¹⁾	公衆衛 生 ¹²⁾ その他 社会福祉	社会福 祉 ¹³⁾ (特定 対象)	生活保 護 ¹⁴⁾	合計 ¹⁵⁾
		第 1 グル ープ ²⁾	第 2 グル ープ ³⁾	国民健康 保険 ⁴⁾											
総 数	13,294	46,461	219,717	5,497	113,665	55,013	37,447	12,044	6,095	8,697	3,576	41,935	2,173	23,427	575,747
- 10	312	316	27,684	1,178	294	325	644	1,560	—	755	109	985	351	7,766	41,967
10 - 15	968	2,532	28,937	1,121	2,344	1,722	2,000	4,840	—	2,345	339	3,053	302	5,624	55,159
15 - 20	1,129	4,405	19,687	1,304	3,838	2,668	2,329	5,644	—	2,734	395	3,560	303	4,743	51,610
20 - 25	1,182	7,183	17,797	1,894	5,244	3,763	2,662	—	—	2,863	414	3,727	215	2,663	48,425
25 - 30	1,100	10,277	25,531	—	5,962	4,401	2,681	—	1,519	—	385	3,468	215	1,042	55,481
30 - 40	2,369	12,888	46,163	—	16,257	11,470	5,778	—	3,273	—	329	7,472	334	688	105,152
40 - 50	1,886	4,530	23,993	—	16,758	12,438	5,306	—	1,303	—	660	5,951	276	438	71,653
50 - 60	1,273	1,863	8,942	—	13,878	10,293	3,823	—	—	—	445	4,017	51	347	43,659
60 - 80	1,519	2,174	9,624	—	21,013	3,153	5,415	—	—	—	—	4,792	67	116	46,354
80 - 100	692	214	4,856	—	12,506	1,914	2,856	—	—	—	—	2,185	32	—	24,563
100 - 150	596	79	4,460	—	10,768	2,063	2,796	—	—	—	—	1,878	17	—	22,061
150 -	268	—	2,043	—	4,803	803	1,157	—	—	—	—	847	10	—	9,663

計算は次のようにして行なった。すなわち、年金受給者総数 3,302,100 人を総世帯の所得階層別分布割合で各所得階層に分布させた。この場合、年金受給者はすべての所得階層の世帯数に比例して分布していると仮定している。これを総世帯についての所得階層別世帯収入に乗じて所得階層別世帯収入を得た。年金額は所得比例的であるが一般に最高額の天井がもうけられている。そこでこの天井を 80—100 万円平均所得の所得階層にあたると仮定した。そして、それ以上の所得階層の世帯はすべてこの階層に属するものとして所得階層別世帯収入を求めた。この世帯収入合計と年金支払総額との比率 (14.56%) を所得階層別世帯収入に乗ずることにより所得階層別年金受給額を得た。なお、ここできの 80—100 万以上階層への年金受給額を分配するために、80—100 万階層の受取額をそれ以上の階層の世帯数で按分した。

ところで、この所得階層別年金受給額は総世帯についてのものである。これを自営・無業者世帯と被用者世帯とに分けるために、各所得階層における両カテゴリーの世帯の構成比でそれぞれ分割した。その結果は表 9〔3〕と表 10〔5〕に示されている。

(2) 被用者世帯

被用者世帯の受け取る社会保険には、医療保険、年金保険のほかに失業保険、労働者災害補償保険がある。

(i) 医療保険給付

医療給付はすべての受給者に対して平等であるとのたて前から、第 1 グループおよび第 2 グループそれぞれについて、医療給付総額をそれぞれの所得階層別被保険者世帯の世帯員分布率にしたがって各所得階層に分布するものとした。被保険者世帯員分布割合は釀出額計算の際に用いた被保険世帯数を「就業構造」の所得階層別平均世帯員数に乗じて得た。零細事業所の被用者の受ける国民健康保険も同様である。計算結果は表 10〔2〕, 3), 4)〕に示すとおりである。第 1 グループには国家公務員共済組合短期給付分、公共企業体職員等共済組合短期給付分、市町村職員共済組合短期給付分が含まれ、第 2 グループには政府管掌およ

び組合管掌健康保険、私学教職員共済組合、船員保険疾病給付が含まれる。

(ii) 年金保険給付

年金給付の所得階層別受給額については自営・無業者世帯の項で述べたのでここでは省略する。

(iii) 失業保険給付

所得階層 60 万以下の階層の被用者を対象として、だいたいにおいて所得比例的給付が行なわれる。これはまただいたいにおいて所得比例的釀出に対応するものである。釀出の項で用いた所得階層別釀出額割合をそのまま利用することにして、これを給付総額に乗じて所得階層別給付額を得た。計算結果は表 10〔6〕〕に示すとおりである。失業保険給付総額に含まれるものは、一般失業保険、船員保険失業給付、政府職員退職手当、日雇労働者失業保険である。

(iv) 労働者災害補償保険

この保険にはさまざまな給付があるので、ここでは一応所得の大小にかかわらず各所得階層の受給者は平均してだいたい同額の給付を受けているものと仮定し所得階層別有業者分布割合で給付総額 37,447 百万円を各所得階層に分布させた。計算結果は表 10〔7〕〕に示すとおりである。この給付総額には労働者災害補償保険、船員保険、公務災害補償が含まれている。

以上で社会保険による給付の階層間分配を終わり、次に社会福祉、生活保護、公衆衛生および医療、社会保障関係費の階層別分布を見てみよう。

2. 社会福祉および公衆衛生・医療

(1) 福祉年金

これはだいたいにおいて年所得 18 万円以下の高齢者に支給される。年金額は均一額である。そこで、年金受給者は年所得 20 万円未満の階層に世帯数に応じて分布するものとした。そのようにして得られた階層別年金受給額を各階層ごとの被用者世帯と自営業・無業者世帯との構成比に応じて分割して両カテゴリーの受給額を得た。計算結果は表 9〔4〕および表 10〔8〕〕に示すとおりである。

(2) 全世帯を対象とする社会福祉および公衆衛生・医療

ここには公衆衛生・医療の費用全額と社会福祉のうち児童福祉対策費、学校給食費、災害救助費および戦争犠牲者援護費が含まれ、その額は75,804百万円である。受給者は各所得階層の世帯数に応じて分布し、かつ、同一額の給付を受けているものと仮定した。計算結果は表9〔5〕および表10〔12〕に示すとおりである。

(3) 社会福祉（特定対象）

これは便宜上四つのグループに分けて計算した。身体障害者その他（身体障害者福祉、心身障害者対策費、精神薄弱者福祉）、老人福祉、母子福祉（児童扶養手当、母子衛生、母子福祉）、その他（国立更生援護機関、その他の社会福祉）である。それぞれ1,198百万円、66百万円、1,005百万円および1,657百万円を被用者世帯と自営業・無業者世帯の構成比55.32%と44.68%に分け、ついで、昭和37年度社会保障水準基礎調査報告における身体障害者その他、老人福祉、母子福祉の受給者の所得階層分布割合を利用した。その他の社会福祉については世帯員1人当り所得が107,000円以下、すなわち「就業構造」における総世帯平均世帯員1人当りの所得以下になる所得階層間に配分されるものとした。計算結果は表9〔6〕および表10〔13〕にそれぞれ示されている。

3. 生活保護

一定所得以下の貧困世帯に対する公共扶助である。生活保護費総額76,413百万円を昭和36年度「厚生行政基礎調査報告」（厚生省）における生活保護世帯所得階層間分布率によって分布させた。ついで、このようにして得た所得階層別生活保護費を各所得階層ごとの被用者世帯と自営業・無業者世帯との構成比に応じて分割し、両カテゴリーの所得階層別生活保護受給額を得た。計算結果は表9〔7〕および表10〔14〕に示されている。

4. 社会保障関連制度

これに含まれる住宅政策および雇用対策はいずれも事実上被用者を対象としたものと考えられる。

住宅政策についてみると、第1種住宅は月収2万円以上36,000円以下の世帯を対象とし、第2種住宅は月収20,000円以下を対象としている。それゆえ、第1種、第2種住宅が対象とするそれぞれの所得階層へそれらの世帯数に応じて住宅政策費が分配されているとした。

また雇用対策費は世帯員1人当り収入が平均的階層よりも低い所得階層、すなわちだいたい年収60万円以下の層に、その世帯数に応じて分配されているものとした。

計算結果は表10〔9〕、10〕、11〕に示されている。

以上のようにして社会保障制度による所得階層別受給額を求めたわけであるが、では前章の負担額との比較でどのようなことがいえるであろうか。

V 1 世帯当り負担と醸出

—む す び—

全体としての所得階層別数字の比較は各所得階層を構成する世帯数がちがっているのもそのままでは困難である。そこで1世帯当りの負担・受給を見ようとするのが表11および表12の意図である。この二つの表から次のことを明らかに読みとることができる。

1. 自営業・無業者世帯と被用者世帯とでは負担・受給ともに中位以下の所得階層では被用者のほうがはるかに大きい。これはこれまでの説明によっても予期されたことである。しかし、負担と受益とを比較してみると、年所得10万円未満の最低層では自営業・無業者世帯は負担の5倍以上を受けとっているが、被用者の場合は4倍にすぎず、被用者の負担はかなりきびしいものであることがわかる。

2. 負担と受益が均衡する階層は自営業・無業者世帯では25—30万階層、被用者では40—50万階層のそれぞれ上位あたりであると思われる。均衡階層のちがいはしかしあまり意味をもたないかもしれない。というのは自営業者世帯の実際の所得は名目上の所得よりもかなり高いものと思われるからである。

表 11 1世帯当り負担と受益——自営業・無業者世帯（昭和 36 年度）

	世帯数 ¹⁾	平均世帯収入 ²⁾	社会保障醸出 ³⁾	税負担 ⁴⁾ (社会保障分)	負担合計 ⁵⁾	受 益 ⁶⁾	6)-5)
	千	千円	千円	千円	千円	千円	千円
総数(平均)	10,738	395	5.9	22.2	28.1	25.5	-2.6
万円未満							
-10	1,497	61	2.3	4.5	6.8	37.1	+30.3
10-15	1,106	121	3.1	9.7	12.8	23.0	+10.2
15-20	1,148	170	3.6	11.1	14.7	23.9	+9.2
20-25	1,158	219	4.2	13.0	17.2	19.1	+1.9
25-30	958	270	4.8	14.6	19.4	19.7	+0.4
30-40	1,631	342	5.9	15.7	21.6	21.0	-0.6
40-50	1,043	445	6.9	19.7	26.6	23.8	-2.8
50-60	689	545	8.1	26.5	34.6	26.3	-10.1
60-80	787	690	9.8	31.8	41.6	29.2	-12.4
80-100	331	895	12.3	44.3	56.6	33.9	-22.7
100-150	256	1,200	16.8	81.6	98.4	34.1	-64.3
150-	136	2,480	31.1	401.4	432.5	32.8	-399.6

表 12 1世帯当り負担と受益——被用者世帯（昭和 36 年度）

	世帯数 ¹⁾	平均世帯収入 ²⁾	社会保障醸出 ³⁾	税負担 ⁴⁾ (社会保障分)	負担合計 ⁵⁾	受 益 ⁶⁾	6)-5)
	千	千円	千円	千円	千円	千円	千円
総 数	13,294	470	17.5	29.9	47.4	43.3	-4.1
万円未満							
-10	312	70	29.0	4.5	33.5	134.5	+101.0
10-15	968	121	20.9	9.7	30.6	57.0	+26.4
15-20	1,129	170	17.8	11.1	28.9	45.7	+16.8
20-25	1,182	221	19.0	13.0	32.0	41.0	+9.0
25-30	1,100	268	25.8	14.6	40.4	50.4	+10.0
30-40	2,369	341	22.4	15.7	38.1	44.4	+6.3
40-50	1,886	441	16.1	19.7	35.8	38.0	+2.2
50-60	1,273	542	12.9	26.5	39.4	34.3	-5.1
60-80	1,519	688	10.3	31.8	42.1	30.5	-11.5
80-100	692	902	10.1	44.3	54.4	35.5	-18.9
100-150	596	1,215	11.9	81.6	93.5	37.0	-56.5
150-	268	2,384	10.0	401.4	411.4	36.1	-375.2

3. 全体としての平均では自営業・無業者世帯の場合も被用者世帯の場合も、負担>受益である。これは年金保険がいずれの場合も醸出分のほうが受給分(恩給を除く)よりもはるかに大きいことによるのである。日本の年金保険のおくれを示している。

4. 二つのカテゴリーを比較すると自営業・無業者世帯の低所得層の受け取り額は被用者世帯の場合より小さいのに、逆に負担では高所得階層において被用者世帯の場合よりも大きい。このことは、自営業・無業者世帯から被用者世帯へと所得の再分配が行なわれていることを示すものと思われる。

5. 所得再分配という点で見ると、最高所得階

層を除いては、再分配の規模がきわめて小さいことが目立つ。社会保障醸出を所得に対する率で見るときわめて強い逆進性を示し、これはことに被用者において著しい。この逆進性を緩和することを期待されるはずの税負担も間接税負担の逆進性のために所得税の累進性が打ち消されて、これまた逆進的になっている。

このような逆進的負担に対して、社会保障給付のほうは多少の動きはあるが均一額的である。これは現在支給されている年金や恩給が所得比例的であることに負うところが大きいと思われる。これが社会福祉や生活保護による低所得者保護と逆の動きをして全体として変化のないものとしているのであろう。

総じていえることは日本の社会保障は所得再分配機能は弱く、自己保険の色彩が強い、ということである。

〔資料〕

1. 昭和 37 年度『就業構造基本調査報告 全国編』
2. 『社会保障統計年報』1962 年および 1964 年、総理府社会保障制度審議会事務局
3. 「我が国における所得階層別租税負担」『日本産業構造研究所調査四季報』No. 20

4. 『財政統計』昭和 39 年度
5. 『労働白書』1963 年版
6. 『中小企業白書』昭和 38 年度
7. 『社会保障年鑑』1963 年
8. 昭和 37 年度「社会保障水準基礎調査報告」厚生省
9. 昭和 36 年度「厚生行政基礎調査報告」厚生省
10. 1963 年『社会保障年鑑』

注 なお、本稿は『フェビアン研究』Vol. 16, No. 5 に発表した研究の計算上の不備を若干なおしたもので、数字に多少のくいちがいがある。

地域開発における「地域」の検討

松 原 治 郎

I 地域開発の論理矛盾

わが国の開発諸施策ならびにその基礎をなす開発理論は、最近著しい変化をとげつつある。それを集約的に表現したものとして、昭和 39 年 11 月、経済審議会のなかに新たに設けられた地域部会が、その審議の目的を次のように述べている。「地域構造の分析を通じて経済社会の地域的发展の動向と諸施策の地域的な効果を適確に把握し、これに基いて、過密の弊害の除去、地域格差の是正等の地域的課題の解決を考慮しつつ、地域経済の望ましい姿をえがき、これに適合した地域社会の開発と地域住民の福祉向上とを達成するための総合的かつ長期的な施策の確立に資する」。同部会が、今後のわが国の地域開発諸施策の基本方向を定めるのに重要な役割を果たすものであるとすれば、その審議の目的の立て方は、現段階における地域開発の考え方の主流を占めるものと判断してよい¹⁾。

ところで、こうした発想は、その短い表現のなかに 2 つの意味内容を含んでいる。第 1 は、地域開発が、国民経済的見地から、国家的行政施策として、長期的かつ総合的に行なわれるもので、現

時点における最大の問題である過密の弊害の除去と地域格差の是正の 2 つを効果的に遂行する上で、地域に課すところの開発事業であるという点である。第 2 に、しかしながら同時に、地域開発は地

- 1) 経済審議会地域部会における審議目的の前提をなしているのは、これに先立ち昭和 38 年 9 月 26 日に内閣総理大臣に提出した地域経済問題調査会の答申の内容であるとみてよい。すなわち、この答申のなかで「地域開発の基本方向」を次の 3 点に要約してある。

「第 1 は、これら求心的な累積傾向（経済成長がもたらした大都市地域への集積、したがって過密化傾向——松原注）という基本的動因の認識とその理解のうえに立って施策を行なわなければならないということである。とくにこの場合、過度集積のもたらす結果について国民経済的観点から十分検討する必要がある。

第 2 は、日本経済の成長段階に対応する地域開発の理念をいかに設定するかということである。今日の地域開発の理念は、非貨幣的福祉を含む地域住民の福祉を向上させることでなければならない。経済規模が一段と拡大した現段階においては、すでにそのための経済余力が増大しつつあり、今後も、より一層の成長をとげるために、このような福祉の向上が要請されるのである。

第 3 に、後進地域の開発も大都市開発も個別にとりあげられるべきではなく、国民経済的立場から、長期的総合的見地に立ち、その地域の特性に応じて国民経済のなかにおいてその地域の分担する機能が十分発揮されるよう考慮すべきことである。」（傍点 松原）

（経済企画地域経済問題調査会編『地域経済問題と対策』昭和 38 年、7 頁）